

## ○精神疾患の療養状況の報告について

〔平成26年3月26日地基補第84号〕  
〔各支部事務長あて補償課長〕

公務上の災害又は通勤による災害と認定された精神疾患に係る事案のうち、その療養が1年6月以上にわたっているものについては、1年6月経過日以降1年ごとに、下記の資料を補償課長に提出していただくこととしたので、通知します。

なお、当該報告等を踏まえ、治ゆと認められるものについては、「傷病の治ゆ認定の手続について」（平成26年3月26日地基補第83号）に基づき治ゆ認定していただくこととなりますので、了知願います。

### 記

- 1 業務規程第24条の3に規定する療養の現状等に関する報告書
- 2 被災職員の休暇、休職又は復職の状況が分かる資料
- 3 復職していれば、復職前後の状況（割り当てられた職務の内容、勤務態度、周囲との関係等）が分かる資料
- 4 療養開始以降の医学的資料（診断書、診療録等）

（注）既に提出済みの資料を除く。